

## 公益社団法人京都府宅地建物取引業協会との 相互協力に関する協定の締結について

令和元年7月22日、公益社団法人京都府宅地建物取引業協会と相互協力に関する協定を締結いたしました。

空き家問題や所有者不明土地問題が社会問題となっている今日において、双方の専門性や役割などを生かしながら宅地建物取引や人材育成の分野において協力することにより、宅地建物の健全な流通と安心安全な街づくりに寄与してまいります。

